

鳥取縣公報

昭和十七年十二月四日
第千三百九十號

金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

目次

- 告示
 - 食糧管理事務取扱員異動方面委員ノ定數中改正……………一頁
 - 動力糶摺業免許證下付……………二頁
 - げうせん 餉販賣價格認可……………三頁
 - 軍事接護相談所規程改正……………三頁
 - 理髮料、結髮料……………四頁
- 彙報
 - 大東亞戰爭一周年を迎ふ……………四頁
 - 大東亞戰爭一周年記念國民大會鳥取縣大會……………八頁
 - 十二月の大詔奉戴日實踐方策……………九頁
 - 感冒の豫防法と手當法……………二〇頁
 - 妊娠五ヶ月までの妊婦は必ず届出よ……………二二頁
 - 其の他……………

告示

鳥取縣告示第七百六十三號

食糧管理事務取扱員左ノ通異動アリタリ

昭和十七年十二月四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

解囑シタル者 ノ氏 名	囑託シタル者 ノ氏 名	擔當 區 域	職務執行ノ場所
福田 德三郎	横山 幸藏	入頭郡賀茂村	賀茂村役場
太田 桁 坂本 保二	同	國英村	國英村役場
遠藤 謙之介	遠藤 賢治	同	同
林 鶴藏	林 要吉	同	大伊村役場
幸本 一男	保本 博興	同	大伊村役場
山本 俊雄	衣笠 隆富	同	入東村役場
熊澤 和夫	木南 房雄	同	中私都村役場
		同	中私都村役場

漆原 愛治 樋口 國雄 同 八上村 八上村役場

鳥取縣告示第七百六十四號

昭和十二年一月鳥取縣告示第十五號方面ノ名稱及區域並方面委員ノ定數中左ノ通改ム

昭和十七年十二月四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

表中

方面名稱 方面區域 方面委員定數
鳥取市 鳥取市一圓 三八

鳥取縣告示第七百六十五號

昭和十七年十一月二十八日左記ノ者ニ對シ動力糶摺業免許證下付セリ

昭和十七年十二月四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

免許證番號

住 所 氏 名

一一七 八頭郡車村大字見槻百五拾貳番地 平木金太郎
一四一 八頭郡散岐村大字佐貫千九拾參番壹地 中山 澤吉

鳥取縣告示第七百六十六號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ、同條第二項ノ規定ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ

於ケル額ト看做ス

昭和十五年九月二十日鳥取縣告示第七二二號及昭和十六年二月十日鳥取縣告示第一五六號ハ之ヲ廢止ス
昭和十七年十二月四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名稱 鳥取縣げうせん飴製造業組合

(ロ) 地區 鳥取縣一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ飴ノ製造並ニ販賣ヲ業ト爲ス者

三 統制令第二條第三二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額

品 名 卸賣最高販賣價格 一貫當 小賣最高販賣價格 百匁當

げうせん飴

三、一〇 〇、三五

(一) 卸賣最高販賣價格ハ賣主店先渡價格トス

(二) 實最高販賣價格ニハ通常小賣ニ用フル竹皮等ノ包裝物ヲ

00305

00304

含ミタルモノトス

(ロ) 實施ノ日
昭和十七年十二月四日

四 認可ニ附シタル條件

(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
(ロ) 認可價格及其ノ實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

鳥取縣告示第七百六十七號

鳥取縣軍事援護相談所規程左ノ通改ム

昭和十七年十二月四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣軍事援護相談所規程

第一條 市町村軍事援護相談所ヲ指導援助シ且統制ヲ行フ爲鳥取縣内ニ鳥取縣軍事援護中央相談所(以下中央相談所ト稱ス)ヲ置キ各地方事務所ニ鳥取縣軍事援護中央相談所支所(以下支所ト稱ス)ヲ置ク

第二條 中央相談所ニ左ノ職員ヲ置ク

所 長 若干名
副 所 長 若干名
幹 事 若干名
主 事 若干名

書 記

若 干 名

幹事ノ内一名ヲ常任トス

第三條 所長ハ知事、副所長ハ内政部長常任幹事ハ兵事厚生課長ヲ以テ之ニ充ツ

幹事ハ廳内課長、主事及書記ハ所屬官吏其ノ他適當ナル者ノ内ヨリ所長之ヲ命ジ又ハ囑託ス

第四條 所長ハ所務ヲ掌理ス

副所長ハ所長ヲ補佐ス

常任幹事ハ所長ノ命ヲ承ケ常務ヲ掌理ス

幹事ハ所長ノ指揮ヲ承ケ所務ヲ掌理ス

主事及書記ハ所長ノ指揮ヲ承ケ所務ニ從事ス

第五條 所長ハ所務ヲ行フ爲相談委員ヲ置クコトヲ得相談委員ハ廳内各部課長其ノ他適當ト認ムル者ノ内ヨリ所長之ヲ命ジ又ハ囑託ス

第六條 中央相談所支所ニ左ノ職員ヲ置ク

支 所 長 若干名
幹 事 若干名
主 事 若干名
書 記 若干名

第七條 支所長ハ地方事務所長、幹事ハ地方事務所兵事厚生課長ヲ以テ之ニ充ツ

00306

彙報

大東亞戰爭一周年を迎ふ

世界新秩序の建設と大東亞戰爭
彌々皇國榮光の發揮に献身せん

來る十二月八日を以て大東亞戰爭第一周年記念日を迎へることとなりました。

政府はこの世界歴史を轉回する大戦勃發の記念日にあたり、國民の完勝の決意を固め、大詔渙發當初の感激を新たにすため戰爭生活の確立、戦力強化に關する記念行事を實施し、十二月五日から十一日までをその期間として、八日を中心に前三日間を戦果に對應する脚下照顧反省自肅の期間とし、八日は嚴肅なる饗禮行事と多彩なる啓發行事を行ひ、後半三日は戰爭第二争への強力なる發足の行事期間となつて居ります。

そもこの度の大東亞戰爭が、幾十年を要するかわからぬ長期の大戦であることは常々語られてゐる處であります、しかし

主事及書記ハ地方事務所所屬官吏其ノ他適當ナル者ノ内ヨリ中央相談所長之ヲ命ジ又ハ囑託ス
第八條 支所長ハ支所ノ所務ヲ總理ス
幹事ハ支所長ノ命ヲ承ケ支所ノ所務ヲ掌理ス
主事及書記ハ支所長ノ指揮ヲ承ケ支所ノ所務ニ從事ス
第九條 支所長ハ支所ノ所務ヲ行フ爲相談委員若干名ヲ置ク事ヲ得相談委員ハ地方事務所所屬ノ官吏其ノ他適當ト認ムル者ノ内ヨリ中央相談所長ノ承認ヲ得テ支所長之ヲ命ジ又ハ委囑ス
第十條 本規程施行ニ必要ナル事項ニ關シテハ中央相談所長之ヲ定ム

附 則
本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

鳥取縣告示第七百六十八號

昭和十七年七月鳥取縣告示第四百八十五號理髮料金、結髮料金等認可ノ件申昭和十七年十二月二日左ノ通變更認可セリ

昭和十七年十二月四日

鳥取縣知事

土

肥

米

之

理髮料、結髮料等最高料金表申

一、結髮料金ノ洋髮ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

洋髮中左ノモノニ在リテハ三十錢加算算得ルモノトス

内卷、外卷、鐵兜、總髮ウエーブ

三、特殊技術料金ノ電髮ノ項ヲ左ノ如ク改ム

電髮

一級地

一

幣

四

圓

〇〇

00307

采して國民全部が眞に心からさう自覺し、からその覺悟が充分に固められてゐるでありませうか、或はさうはいふものゝ既に太平洋も荒かた占領し、大東亞の大陸も殆ど皇軍の手に歸してゐる今日、もうあまり大きなことはなく、米英もやがては泣き寝入りを手を引くはかばかあるまいといつたやうな安んずる心持が心の隅にひそんでゐる人も皆無とはいへないではありますまいか、もしさうであるとすればそれこそ誤りの甚しきもの、今次の戰爭に對する認識の不徹底を表白するものといはねばなりません。

もとより大東亞戰爭は支那事變の上に展開されるに至つたものであつて、米英等の侵略の手から東亞を救つて幸福なる東亞人の東亞を建設しようとするものでありますから、東亞の天地から敵米英を追放してしまへば戰の目的は達せられる譯ではあります、何といつても米英は世界に誇つて來た富強國であつて、さ、簡單に東亞の天地から手をひいてさがつてしまふものと思ふことは出來ないのであります。現に米國の如きは尨大なる經濟力工業力によつて大量に艦船兵器の製造を計畫し、二三年のうちには根本的に反抗にで、東亞に於ける勢力を挽回しようとして居るのであります、これは度々彼等自ら揚言してゐる處であります。

しかし今や世界の形勢は從來の如く米英等の舊勢力の横暴に蹂

躪されてゐることの出來ない時代に推移しつゝ、總べての人が認めねばならぬのであります、米英を東亞の天地から完全に手を引かせるまで、吾々日本國民は斷じて戦をやめることは出來ないのであります。

つら／＼世界歴史の變遷を考へて見ますと、今まで何千年の間人類は争鬪の連續でありました。しかしそれは個人の争鬪から部落の争鬪、諸侯の争鬪、國家の争鬪と次第にその圍域を擴大して來て居りまして、今や國家聯合の争鬪時代に入つてゐるわけであり

ます。即ち今までは政治でも經濟でも、自分の國だけでうまく立つて行くやうにやつて行けばよい時代であつたのであります、國家はそれ／＼自分の國だけを單位としてやつて來たわけであり、もとより同盟といふことはありましたが、これも自分の國本位でその時その時の世界の形勢に對して自分を守るに都合のよい國と結んだままで、必要がなくなれば何時でも止めて獨りになるか、或は他の國と手を結ぶといふやうな同盟に過ぎなかつたのであります。

然るに最近の世界の情勢は、科學の急速な進歩の爲に武力の及ぶ範圍が非常に廣くなり、戰闘員や科學兵器、これに要する物資や經濟力にしても今までは考へられない大きなものとなり、守

00208

るにも攻めるにも自分の國一ヶ國だけでは到底不可能な時代になつてしまつたのであります。そして今ではヨーロッパ、南北米州東亞、ソ聯といつたやうな大きな國家群に分れて、共榮圈を作るより他に途がなくなつてゐるのであります。

しかしこれらの國家群が對立して世界の平和が永遠に保たれるならよいのであります。恐らくそれらが又對立する二つとなり更に一つとなつて結局世界が統一される時代の來ることをも考へねばならぬのであります。まだ、これまでの戦争はやさしい方で、もつとひどい戦争に向つて進むことも覺悟しなければならぬのであります。

かうした世界の情勢を考へると、東亞聯盟即ち大東亞共榮圈の確立はまことに目下の必須な最大要件なのであります。これが達成されなければ次に來るであらう世界の決戦に、東亞全体は没落の憂き目を見ねばならぬことは明らかであります。

蘇つて思ふに我が大日本帝國は神代以來一系の 天皇を戴き、萬民ひとしく心を一にして完璧なる君民一体觀に立ち、世界に比類なき神聖なる國体を護持し來つたのであります。これは實にこの時代、この世界の爲に萬邦無比の國體、皇統連綿の存立が待機されてゐることを考へねばなりません。



かく考へて來ますと、われ、は何よりもこの尊き國體に對する徹底せる自覺と、その今日の時代との關係を確實に把握しなければならぬことを痛切に感ずるものであります。元來日本といふ國、特に萬邦無比の 天皇の御存在といふことは、建國の原理、入紘爲字の理想に現はれてゐる如く、單に日本國家、日本民族の爲のみでなく、世界人類のための唯一絶對の中心とならせ給ふべき意義を持つておいでになるのであります。自由主義、個人主義物質主義に迷つて鬭争絶ゆる間のない世界の人達を救ひ、皇道による理想的なる世界にまで向上せしめることが我が日本帝國の世界人類に對する大任なのであります。洵に古事記日本書紀に現はれてゐる我が建國の大精神、天の御中主の思想、入紘爲字の顯現こそ我が皇國の大使命であつて、この稀有の時代たる現代に生を享け、この大使命の遂行に當ることは吾々國民の尊くも有難き任務なのであります。眞に「御民われ」の感激を禁じ得ぬ次第であります。

和入紘一字の理想は今日の世界の動、の中に脈動しつゝあることを感ぜられます



大東亞戦争は開戦漸く一ヶ年でありました。物質主義に立ち、覇道を以て國の歴史とする米英等の敵國はに緒戦期の失敗によつてもまだ、我が公正なる大義の大理想に目醒めることが出來ず従つて上述の如く物質萬能の從來よりの夢のまよにその老なる經濟力を利用する抵抗は止めないのであります。

吾々日本國民はいよ、益々國体の精華を發揮し、皇道の大理想の下に世界を導きつゝ、従はざるものはことわけやわし、天業恢弘に邁進して世界の平和を馴致しなければならぬのであります。が、どうしてもこの大理想を解せずして徒らに抗争これ事とするものに對しては、何處までもこれを膚擻して理想世界の建設に進まねばなりません。

しかし何といつても米英は世界の舊勢力を代表する二大強國であります。その物質の力を集積した兩大國の力は決して油断はなりません。過去一ヶ年の我が皇軍の戦果は世界を驚倒せしめるものでありまして、今後ともわが果敢なる將士の武力には吾々は心を安んじて最後の勝を期待することが出來ます。さりながら戦は國民の總力によつて決するものであり、國家總動員による戦力の

強化は、よ、緊切であります。そしてこれが、には國民の戦争生活あらゆる生活を擧げて戦に勝つ爲に捧げる國民生活の戦時態勢化はいよ、必要となつて來ます。大東亞戦争開戦一周年に當つて展開される運動は決して一周年記念行事としての一時的行事であつてはなりません。この一周年を迎へて宣戰大詔發當初の感激を新にと共に今後益々戦争生活を確立し、戦力を強化することに國民全力を傾けて奮進しなければならぬのであります。

支那事變開始以來こゝに六年、もとよりこの間には我が國の國力消費も相當大なるものではありましたが、しかも政府の施策と國民の協力は充分これを克服して、長期戦態勢は完璧に達しつゝあります。吾々はこゝに開戦一周年を迎へ、益々生活を引締りめ必勝態勢を整備し、戦力を強化すると共に進んで國体の精華を發揮し、世界を指導して永遠の平和を建設する大和民族本然の道に精進しなければならぬのであります。

紀元二千六百一年の十二月八日は世界の歴史に大轉換を與へる第一日でありました。そして吾々は吾々の一生を、皇國日本永遠の隆昌の爲に捧げる千載一遇の時機にありまして、吾々は吾々の祖先によつて護られて來た二千六百余年の皇國日本の光榮を、吾々の献身によつて益々光榮ある日本として吾々の子孫に傳ふべき重責にあります。萬々一吾々がこの重責を果すに不十分なものがあ

00309

つたならばいふまでもなく、この祖先の榮光を潰滅し去り子孫の生くべき道を閉塞し去ることとなるのであります。こゝに大東亞戦争開始一周年を迎ふるに當り吾々はいよく心を引締めて戦時生活に徹し、最後まで戦ひ抜くべき力を強化して、盡忠至誠、以て皇國日本の光榮を護持し顯揚するの大道に邁進致さなければなりません。

大東亞戦争一周年

記念國民大會鳥取縣大會

大東亞戦争一周年を迎へ、米英徹底撃滅に向つて全國民の戰場精神を昂揚し、生産の増強・戦争生活の確保を實踐決行して長期戦を戦ひ抜くべき國民の決意を新たにす爲、十二月八日を期して全國各道府縣廳所在地に於て「大東亞戦争一周年記念全國一齊國民大會」を嚴肅盛大に開催し、靖國神社の社頭に於ける東京の國民大會を中央大會とし各地一齊に催すこととなつたので、本縣では鳥取市公設運動場に於て當日午後正二時より實施されるからその開催要項を次に記すこととする。

尙各町村に於ては夫々一齊隣保常會、社、臨時常會等を之に代

へて實施されてよいことになつてゐる。

- 一、主 催 大政翼賛會 鳥取縣支部 鳥取縣同 鳥取市支部 鳥取市帝國在郷軍人會 鳥取支部
- 二、日 時 十二月八日午後二時
- 一、會 場 鳥取市公設運動場
- 一、動員範圍 鳥取市翼賛壯年團 官公衛 銀行 會社 工場 中等學校 青年學校 大日本婦人會 鳥取市支部 町内會長隣組長
- 一、次 第
 - 1、開 會
 - 2、宮城遙拜
 - 3、國歌齊唱
 - 4、詔書奉讀
 - 5、祈 念
 - 6、大政翼賛會鳥取縣支部長挨拶
 - 7、座長推薦
 - 8、皇軍感謝決議(市長)
 - 9、總理大臣告辭
 - 10、大東亞戦争完遂の誓(縣會)

- 11、聖壽萬歲奉唱(縣支)
- 12、陸海軍萬歲三唱(座長)
- 13、閉 會

十二月の大詔奉戴日實踐方策

一般行事嚴肅勵行 必勝の戦費の調達

十二月の大詔奉戴日は大詔奉戴一周年に當るので、大政翼賛會では「戰場精神の昂揚」「生産増強の決行」「戦争生活實踐の徹底」の三大項目を重點として強力活潑なる翼賛運動を展開することとなつたのであります。一年前のこの日、全國民が一齊に振ひ立つたあの感激を新にし、愈々熾烈になつた敵の反抗態勢に當面して一億一心益々「承詔必謹」「國內是戰場」の精神に徹し、生産の増強と戦争生活の實踐に邁進する爲、大東亞戦争一周年記念行事の運動に關聯して特に當日は「一般行事の嚴肅勵行」と「必勝の戦費の調達」の二項目を實踐事項とする左の實踐方策を決定し、各市町村内部落會・町内會並に隣保班・官公衛・縣各解學校・

銀行・社・工場等に徹底せしめて實施することとなりました。

一、大詔奉戴一周年記念講話の放送

當日午前七時より十分間「大詔奉戴一周年記念講話」を行ふ。

二、實踐事項

(一) 一般行事は嚴肅に行ひませう。

大東亞戦争緒戦以來打續いた打撃を受けてゐる敵は、今や必死の態勢の一大反攻を企てゐます。何時、如何なる大決戦が起るか判らぬ状態にあるのです。毎日毎日が引續き起るべき大小決戦の前夜であり當夜であります。この日の行事はあくまで嚴肅に行ひませう。

(1) 當日は一齊に國旗を掲げませう。

(2) 午前十一時五十九分から一分間必勝の祈念を捧げませう。

(3) 正午からラヂオで大詔が奉讀されますから謹んで聴きませう。

(4) 當日各神社で行はれる祈願祭にはなるべく参列させよう。

尙寺院、教會等でも祈願祭、慰靈祭が行はれます。

(二) 前線の戦費をみんなで調達させよう。

前線の勇士でさへ戦ひながら既に多額の貯蓄を實行してゐますお互に前線の勇士に恥かしくないやう次の事を實行させよう。

(イ) 「大詔漢譯記念貯蓄」を必行させよう。

00312

十二月八日を期し全國民は擧つて「大詔渙發記念貯蓄」を致しませう。

俸給や給與を受ける者は其の一日分を職域組合に於て貯蓄し、其の他の者は概ね年收の一日分に相當する額を必ず貯蓄致しませう。

(ロ) そろつて「記念公債」を買ひませう

十二月七日より賣出される「大東亞戰爭一周年記念」マーク入國債及戰時債券を買ひませう。

(ハ) 國民貯蓄組合には漏れなく加入しませう。

未だ國民貯蓄組合に加入してゐない人は當日を記念し必ず加入し地域、職域で未だ組合が結成されてゐないところでは當日を記念する貯蓄組合を結成しませう。

(ニ) 十二月の「五十億貯蓄」を達成しませう。

昨年は貯蓄目標額百七十億で十二月八日から二十四日間に三十億を貯蓄しました。此の割でゆけば本年目標額二百三十億ですから、十二月中に必ず五十億を達成致しませう。

感冒がはやります

其の豫防法と手當法

俄かに寒氣が加はり、感冒に注意を要する時期となつた。最近縣下各地に一歳より四、五歳までの乳幼児に感冒が流行しつゝある。戦時下最も大切な乳幼児を持つ家庭に置いては一層の注意を拂はれたい。

現今流行の感冒は胃腸型と云つて呼吸器障害よりも消化器障害が主として現はれるのであつて、一日乃至四日の潜伏期の後突然高熱(微熱のこともある)と共に嘔氣、嘔吐、下痢等の症状がはれ、上氣道の炎症々狀、即ち咳嗽、くさめ、鼻汁、咽喉頭發赤腫張等は輕微である。

嘔吐や下痢が甚しい場合にはぐつたりとして來て眠つてばかり居り嘔吐や熱の高度な場合には一見非常に重篤な感を與へることがあるが、多くは十日間位で良くなるものである。

嘔吐、不安不眠、意識障害等々の強く現はれる場合もあるが多くは下熱と共に消散するのが普通である。之が豫防及び罹つた時の手當は次の如くすればよい。

△豫防方法

00313

一、日常抵抗力を増強して置くこと

二、虚弱な者は出来るだけ病人に近寄らぬこと

三、活動寫眞館等澤山人の集つて居るところには出入せぬこと

四、含嗽の出来る子供には硼酸水(微温湯一合に硼酸一匁を溶かしたもの)又は微温湯、番茶等で時々含嗽させること

五、手や指は食事前には必ず洗ふこと

△罹つた時の手當法

一、罹つたと思はれる時には粗略にせず暖かくして靜かに床に就かせること

二、嘔吐や高熱のある時は早く醫療を受けること

三、腹部に適温のカイロを當てること

四、食事は食欲のない間は一晝夜位は番茶位にして経過を見、流動食より粥食に移行すること

五、ビタミンの補給を忘れぬやうにして林檎、蜜柑汁等を與へるやうにすること

妊娠五ヶ月までの

妊婦は必ず届出よ

本年七月十三日付厚生省令第三十五號を以て妊婦手帳規程が公

布せられた。本縣に於ても八月二十五日付縣令(第千三百六十三號)を以て妊婦手帳規程細則及び同取扱手續等を制定せられた。本規程は妊婦及び新産兒の保護並に保健指導を行ひ、人口増強の目的に出たものであることは云ふまでもないところであつて、之が徹底を期する上に付ては既に各市町村衛生主任の會合を求め、縣係官より詳細説明して一般民衆への趣旨徹底方を依頼したのであるが、未だ妊婦中には之が届出を要することを知らない者が多數にあり、斯くては折角の政府の意圖も水泡に歸し洵に遺憾に堪えない次第である。

依つて各市町村に於ては町内會、部落會、隣保班其の他婦人會、處女會等の會合を利用して此の趣旨の徹底を期すると共に醫師、産婆、巡回指導婦、保健婦等と充分連絡を保ち、妊婦は妊娠五ヶ月までに必ず届出しめるやう格段の配意をせられるやう、又妊婦に於ても右の趣旨を休して積極的に届出られるやう切望する次第である。

尙ほ詳しくは八月二十八日付の本公報第千三百六十三號に記載してあるから参照せられたい。

00314

◎傳染病患死者旬報 (十月中旬) ○印ハ疫痢

病類別	赤痢		腸チフス		パラチフス		猩紅熱		チフス		流行性脳脊膜炎		トスベ	
	患者	死者	患者	死者	患者	死者	患者	死者	患者	死者	患者	死者	患者	死者
市郡別	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
鳥取市	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
米子市	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
岩美郡	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
入頭郡	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
氣高郡	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
東伯郡	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
西伯郡	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
日野郡	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
月計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
年計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

◎週報・寫真週報掲載内容 (十二月二日發行)

▲週報

○詔書

○大東亞戦争の前途と我等の覚悟

○大東亞建設の現況

一 滿洲國 六 マレー、スマトラ

二 支那 七 シヤウ

三 香港 八 北ボルネオ

四 フィリピン 九 セレベスその他

五 ビルマ

▲寫真週報

○詔書

○昨年十二月八日の宮城二重橋前廣場

○帝國陸海軍部隊は嚴乎として敵を降服す

△待機するわが陸軍大部隊

△出動するわが航空母艦

○生産陣は全能力を發揮してゐる

00315

- △製鐵所は日々夜々燃えつゞけてゐる
- △戦車は無敵に組立てられてゐる
- △軍艦は次ぎ次ぎと建造されてゐる
- △軍用自動車は廣場々々を埋め盡してゐる
- △超強力機關車は續々生れ出る

- 地圖
 - △世界樞軸、反樞軸、中立國判圖
 - △南方占領地域の資源圖
 - △敵アメリカの軍用資源、軍需工場、軍事施設分布圖
- 南方占領地の現況は
 - △一年にして姿を一變したマニラの街と人
 - △開發されるマレーの錫鑛山
 - △皇軍に協力する現住民
 - △やさしく手を執つて現住民を救へる兵隊さん
 - △和やかに明けるビルマ (畫と文)

- このやうにして第一線の將兵は大東亞戦争第二年を迎へた
 - △陸軍部隊
 - △海水戦隊

- 戦ふ日本の戦ふ生活はこのやうでありたい
 - △都會篇
 - △農村篇

◎行旅死亡人

長崎縣南松浦郡有川町長ヨリ左記行旅死亡人取扱タル旨報告有之候條心當リノ向ハ直接同町長宛照會相成度

- 一、本籍、住所、氏名、年齢不明
- 一、相貌特徴 男子ト認ムルモノノ他不明
- 一、所持品 包物一箇中ニ浮袋様ノモノアリ外ニナツバ服一着、ソノポケットニ使ヒ殘シノ便箋四枚アリテペン字ニテ種々記載アリ

- 一、死体發見月日 昭和十七年五月二十五日
- 一、死体發見場所 南松浦郡有川町鯛ノ浦郷鯛ノ浦ヲ離ル、南方三千米小鯛ノ浦海岸

備考

屍ハ岩石ニ挟マレシマ、數日ヲ經過シタルモノ、如シ兩手兩足ナク脊部ニハ肉アリ頭部ニハ毛髮ナシ胸部ハ肋骨折レ内臟腐敗ス所持品ノ狀況ヨリ判断スルニ遭難ト同時ニ前記浮袋様ノモノヲ頼ミニ漂流中死亡シタルモノト認ム屍ハ五月二十六日火葬ス

00316

◎ 行旅死亡人

埼玉縣入間郡山口村長ヨリ左記ノ通り行旅死亡人取扱タル旨報告有之候條心當リノ向ハ直接同村長宛照會相成度

- 一、本籍、住所、氏名、職業不詳
- 一、性別年齢 推定年齢二十一歳位ノ女
- 一、人 相 身長四尺九寸位丸顔ニシテ眉毛濃ク頭髮斷髮其ノ他目口耳鼻等普通
- 一、死体發見ノ場所

山口村大字山口字美園上一三一七番地畑中

- 一、警察署ヨリ死体ノ引渡ヲ受ケタル年月日

昭和十七年十月十五日午後一時所澤警察署ヨリ引渡ヲ受ケ

- 一、醫師檢案ノ死因

溢死、死後五時間位ヲ經過シ居レリ

- 一、所持金品ナシ

- 一、死体埋葬ノ日時及場所

昭和十七年十月十五日山口村大字山口字美園上

共同墓地ニ假埋葬ス

取扱者

山口村長

昭和十七年十二月四日印刷
昭和十七年十二月四日發行

◎ 行旅死亡人

北海道河西郡芽室町長ヨリ左ノ行旅死亡人取扱ノ旨申出有之候條心當リノ向ハ直接同町長宛照會相成度

- 一、本籍、住所、身分、職業不詳
- 一、性別、氏名、年齢

女 山岡ヨリ 二十八歳 (自稱)

- 一、相貌特徴 身長四尺九寸位、面長青白、目、鼻、口、耳竝ニ齒上下共不揃、體格弱、頭髮濃密長
- 一、著衣及所持金品

白木綿肌襦袢、毛糸赤色シャツ、ネル腰巻、銘

仙薄青角形模樣ノ一重、夏帶、白足袋

- 一、死亡年月日 昭和十七年八月二十二日

- 一、埋葬年月日 昭和十七年八月二十二日

- 一、假埋葬場所 河西郡芽室町字芽室舊共同墓地

- 一、取扱者 河西郡芽室町長

備考

昭和十七年八月十二日行旅病人トシテ收容加療中現在權病中ノ肺浸潤ヲ不治ト悲觀ノ餘リ溢死セルモノ、如シ

鳥取縣鳥取市東町
發行所 鳥取縣
鳥取縣高郡大正村大字古海
印刷所 鳥取刑務支所